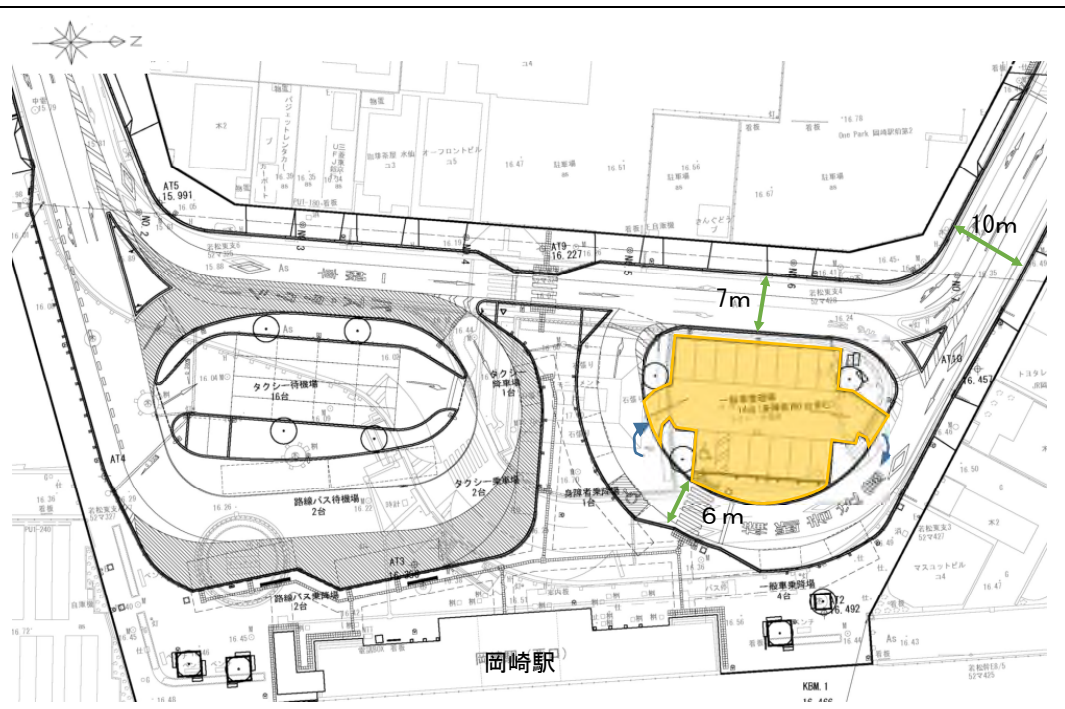


## 物 件 調 書

所在地	岡崎市羽根西新町 23 番の内		
使用面積	350.0 m <sup>2</sup>	電源の有無	あり
地目等	登記地目：公衆用道路 都市計画区域：市街化区域 用途地域：商業地域		
最低使用料	278,529 円(年額)		
使用期間	令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで		
引き渡し条件	舗装、引込柱整備後の引き渡し		
広域図			

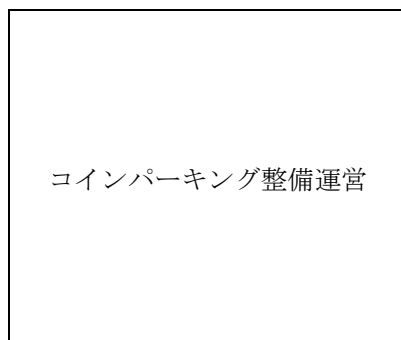
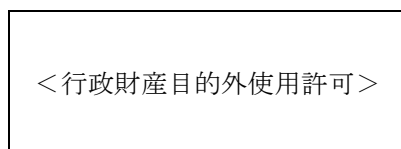
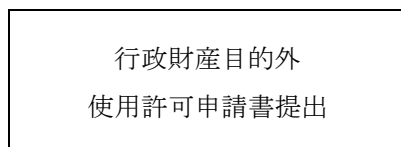
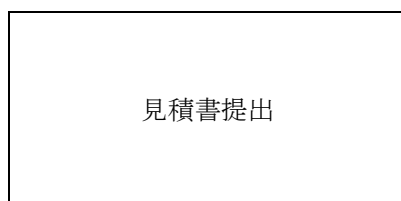
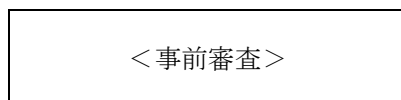
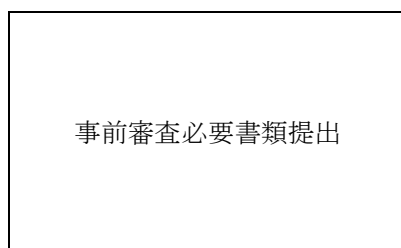
近隣図



備考

駅前広場整備工事R 5年7月に着工予定。

## 公募スケジュール



受付期間：令和5年5月18日（木）から6月19日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで ※閉庁日除く

受付場所：市役所西庁舎1階 まちづくり推進課

**※郵送可**

**※事前に現地を確認してください。**

まちづくり推進課にて事前審査をします。不合格の場合のみ、令和5年7月18日（火）までに連絡をします。

受付期間：令和5年7月3日（月）から7月18日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで ※閉庁日除く

受付場所：市役所西庁舎1階 まちづくり推進課

**※持参のみ受付（郵送不可）**

まちづくり推進課において見積合せをし、事業者を決定します。（事業者として決定した方のみまちづくり推進課から連絡します。）結果は、ホームページで公表します（令和5年7月25日（火）予定）。

事業者として決定した方は、行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。

受付期限：令和5年8月15日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで ※閉庁日除く

**※郵送可**

市が行政財産の目的外使用を許可します。

※使用料の支払いについては、許可日以降に市が発行する納入通知書にてお支払いいただきます。

令和5年度に岡崎市市街地整備課にて該当土地の整備を行います。事業者は整備完了後、駐車場運営に必要な整備を行ってください。

使用期間は、令和5年10月1日（日）から令和10年3月31日（金）までとします。

**※整備にあたっては、必ず事前に市と協議してください。**

（整備前に、整備計画書を提出してください。）

## 整備にあたっての条件

### 1 整備工事について

整備工事の実施にあたっては、下の各項目を条件とします。

- (1) 関連法令等を遵守してください。
- (2) 工事に必要な費用（光熱水費等含む。）は、全て事業者の負担とします。
- (3) 近隣住民、通行人、通行車両等の安全対策を講じてください。
- (4) 近隣住民に対し、防音、防塵、防犯対策等を講じてください。
- (5) 近隣住民等からの苦情、問合せ等の対応をしてください。
- (6) 工事にあたり、事故等が発生した場合、誠実かつ速やかに対応してください。
- (7) 整備費には既存舗装の撤去処分、復旧の費用を含めてください。復旧時の仕様は市と協議し決定してください。

### 2 駐車場の設備等について

駐車場の設備等の設置については、下の各項目を条件とします。

- (1) 駐車場の設備・機械については、任意としますが、駐車区画割については1枠を2.5m×5m以上とし、一般車用の駐車スペースを13台分、身障者用の駐車スペースを1台分確保してください。
- (2) 車室、車路、歩行者通路、設備配置については、十分に安全を確保してください。
- (3) 設備・機械は、新品又は同等と認められるものとしてください。
- (4) 必須の設備・機械は、有料駐車場管理に必要なもの、車止め（各区画）、看板類です。この他、駐車場の管理運営に必要な設備は設置が可能です。  
※設置する設備は駐車場法及び駐車場法施行令に準拠したものとしてください。  
※自動販売機等、駐車場の管理運営に直接関係ない設備は設置できません
- (5) 必須看板は下の4つです。素材は任意ですが、風雨に強いものとしてください。デザイン及び具体的な記載内容は、後日協議とします。また、それぞれの個数については、駐車場の区画割により前後する場合があります。設置は、自立式としてください。  
なお、下に記載の大きさは、目安です。通常使用しているものでも構いません。  
①料金案内及び15分以内の出庫無料の案内 <120cm×50cm程度>×2枚程度  
②アイドリングストップ等のお願い看板 <100cm×50cm程度>×必要数  
この他、管理運営に必要な看板類を任意で設置してください。※広告看板は設置不可。
- (6) 電気等の引込みについては、引込柱の設置までは市にて行い、柱から現地までの引込みは事業者にて行うものとします。また契約についても事業者にて行ってください。
- (7) 使用許可部分以外に、看板等を設置する場合は、関係する機関に届出や申請をしてください。届出や申請にかかる費用、使用にともなう費用は事業者負担とします。
- (8) 照明の向き、明るさは、近隣住宅への影響も十分配慮し、設置してください。

### 3 その他

- (1) 事業者は、使用許可終了にあたり、設備等の撤去計画を撤去開始の1か月前に提出し、使用許可終了までに撤去等を完了してください。撤去等終了した際には市との立会を行ってください。なお、基本的に現状復旧していただきますが、事前に市が承認した場合は、この限りではありません。
- (2) 使用許可期間中に、設備の入替え等により一時的に駐車場を閉鎖する場合は、1か月前までに市へ連絡してください。

募集要項の記載内容もよく確認してください。

## 管理運営にあたっての条件

### 1 費用の負担について

- (1) 運営に必要な工事費、設備費、業務経費（光熱水費等含む。）は全て事業者の負担とします。
- (2) 事業者の負担において、施設賠償責任保険に加入してください。

### 2 料金について

- (1) 駐車場料金は、市と協議をし、決定してください。  
設置目的を果たすため、次の利用設定を行ってください。
  - ① 駅前広場の混雑緩和を目的としているため、入庫後 15 分以内の出庫は無料としてください。
  - ② 時間当たりの料金（日中、夜間）については周辺駐車場の最高値の料金以上で設定してください。また、24 時間当たりの最大使用料金を原則、1,500 円以上としてください。

### 3 その他管理について

- (1) 関連法令等に従い、管理運営をしてください。
- (2) 24 時間体制による管理体制とし、駐車機器等の障害が発生した場合は、速やかに現場に出動し、障害復旧を行ってください。
- (3) 24 時間体制によるコールセンター機能を有し、緊急時には遠隔操作等により速やかに対応を行ってください。
- (4) 苦情や事故等についても迅速かつ誠実に対応し、市へ随時報告してください。
- (5) 騒音、排ガス、車両照明の反射、ゴミ等への対策を十分行い、近隣住民へ十分配慮するようしてください。
- (6) 定期的に場内、また、その周辺を清掃し、常に良好な状態を維持してください。
- (7) 出庫する際の警告音を発する場合、音量は、近隣住民の迷惑にならない程度のものでしてください。
- (8) つり銭切れがないように定期的に補充をしてください。

### 4 その他

- (1) 個人情報に関連法令を遵守し、適切に使用するとともに厳重に管理してください。
- (2) 市から依頼があった場合は、必要となる資料等の提供に協力してください。

募集要項の記載内容もよく確認してください。

## 見積書記載例

様式4

## 見 積 書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額			¥	1	4	0	0	0	0	0

(注：年額)

1 件 名 コインパーキング整備運営

金額の頭に『¥』又は『金』と記入

2 使用期間 令和5年10月1日から令和10年3月31日まで

上記のとおり見積りします。

令和5年\*月\*日

住所又は所在地： \*\*市\*\*\*\*\*

商号又は名称： 株式会社\*\*\*\*\*

代表者職氏名： 代表取締役 岡崎 太郎

担当者氏名： \*\* \*\*

連絡先： (\*\*\*)\*\*\*\*\*

(あて先) 岡崎市長



## 行政財産目的外使用許可書

〇〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(所在地)

(氏名または商号及び代表者名) 様

岡崎市長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました行政財産の目的外使用については、次の条件をつけて許可します。

## 記

(使用を許可する物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は次のとおりとする。

区分	所在及び施設名称	種目	数量
土地	岡崎市羽根西新町23番の内	公衆用道路	350.0 m <sup>2</sup>

(使用目的)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は許可物件を時間貸駐車場として使用しなければならない。

- 2 使用者は、許可物件の使用に際し、事前に市に提出し承認を受けた整備運営企画書及び整備計画の内容に基づく整備及び管理運営を行うものとする。
- 3 前項に規定する整備及び管理運営の内容に変更がある場合は、事前に市へ書面により申請し、市の承認を得なければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は令和5年10月1日から令和10年3月31日までとする。

(使用料)

第4条 使用料は年額金〇〇〇〇円とする。

年度	年額
初年度	金 円
次年度	金 円

- 2 年度途中での許可の場合、その年度の使用料は、年額を日割計算した額とする。

(使用料の納付)

第5条 前条に規定する使用料を本市が発する納入通知書により、本市の定める納期限までに岡崎市出納取扱い金融機関又は収納取扱い機関に納付しなければならない。

(延滞金)

第6条 前条の納入通知書に記載された納期限までに使用料を納付しなかったときは、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例に基づき、納付すべき使用料の額に、そ



の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を納付しなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、許可期間中、許可物件を第2条の使用目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、許可物件について修繕等その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって本市の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場を整備又は管理運営する権利を第三者に譲渡、転貸すること。
- (2) 整備又は管理運営事業の全部を第三者に委託し、又は請負わせること。ただし、事業の一部を第三者に委託する場合において、事前に市の承認を受けた場合はこの限りではない。

(物件保全義務等)

第9条 許可物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は善良な管理者としての注意をもって許可物件を維持保全、火災予防等に努めなければならない。

2 前項の維持保全等のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の負担とし、その費用を本市に請求しないものとする。

3 第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者の責任と負担において解決しなければならない。

(実地調査等)

第10条 本市において必要があるときは、許可物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他の維持使用に関し指示することができる。この場合において、使用者は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(許可の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 本市において使用許可した物件を必要とするとき。
- (3) 使用者又はその役員等が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月21日岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者であることが判明したとき。
- (4) その他、天災等により使用が不可能となったとき。
- (5) 使用者から、次条に定める使用辞退の申し入れを受けたとき。

(使用辞退の申し出)

第12条 使用者は、第3条に定める許可期間にかかわらず、許可物件の使用を辞退する旨を、許可物件の返還を予定する日の3か月前までに、本市所定の様式より本市に申し出、次条で規定する義務を履行することにより、許可の取消しを受けるものとする。

(許可物件の返還)

第13条 第3条に定める許可期間が満了するとき又は第11条の規定により本市が許可を取り消したときは、使用者の費用をもって許可物件を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、本市が特に必要ないと認めるときはこの限りではない。

2 許可物件の返還にあたっては、許可期間が満了するときはその満了日までに、本市が許可を取り消したときは本市の指定する期日までに、前項に定める方法により行うものとし、本市職員の検査を受けるものとする。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料については還付しない。ただし本市において特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第15条 使用者は、その責めに帰する理由により、許可物件の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、当該滅失又はき損による許可物件の損害額に対する相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用者が自己の費用をもって物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 使用者は、許可期間が満了したとき、又は本市が使用許可を取り消したときにおいて、本市が指定する期日までに許可物件を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる使用料の額(使用料を減免されている場合には、本市の基準により算定した使用料の額)に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用者は、この許可に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第16条 使用者は、第14条の定めにより許可物件を返還するときは、使用者が支出した必要費及び有益費が現存している場合であっても、本市に対しその償還等の請求をすることができない。

(補則)

第17条 この許可について定めのない事項については、公共施設におけるコインパーキング整備運営事業者募集要項に定めるほか、すべて本市の指示に従うものとする。

(担当：都市政策部まちづくり推進課 管理活用係 電話 0564-23-7240)

## この処分について不服等がある場合

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡崎市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

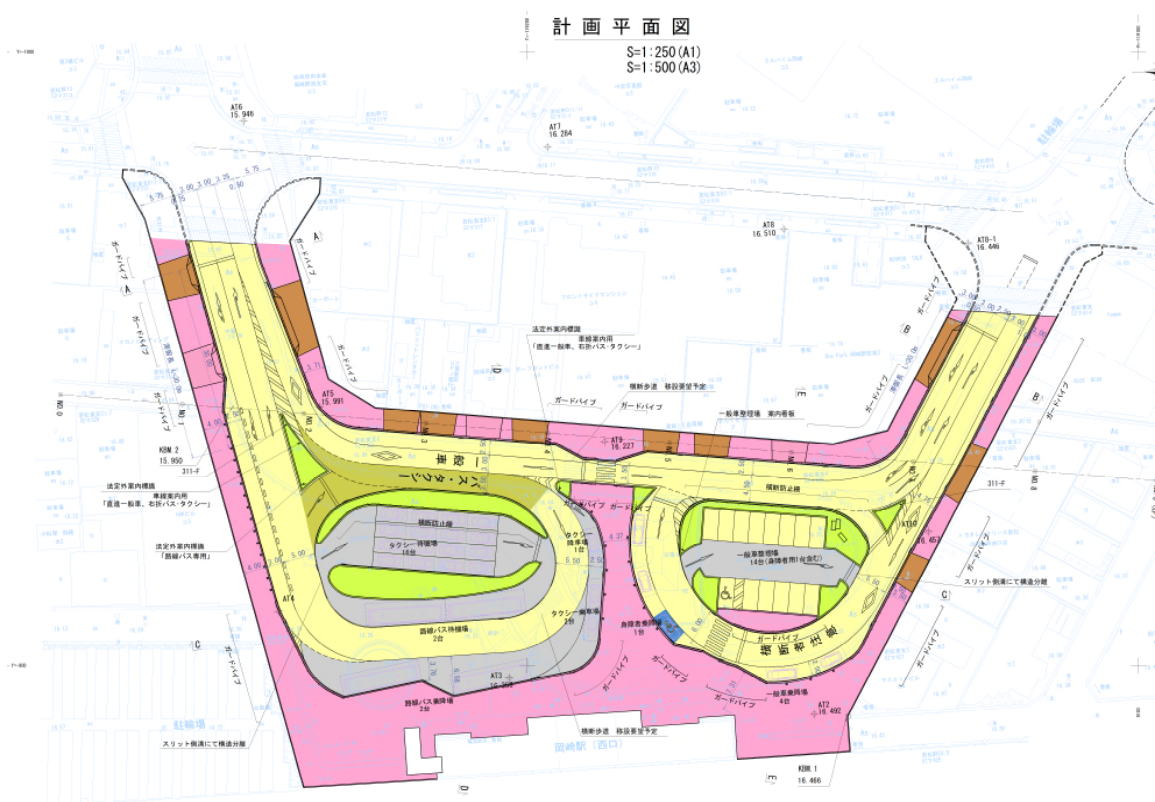
なお、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 対象物件周辺の計画等

見積書の提出にあたっての参考としてください。

### ■岡崎駅西口の整備について

岡崎駅西口の駅前広場は令和元年度から段階的に整備をしており、本事業に係る部分においては令和5年12月までに完了予定です。以前は一般車乗降場が確保されておらず、広場内の混雑が問題となっておりました。今回の整備により、公共交通機関と一般車の動線を分離し、一般車乗降スペースの確保と一般車整理を目的とした駐車スペースを確保します。駅前広場の改修に伴い、駅前広場西側の駅西81号線も併せて再整備します。



### ■岡崎駅周辺事業について

岡崎駅の南側では岡崎駅南土地区画整理事業が施行中です。地区内には令和2年4月に開院した藤田岡崎医療センターがあり、その南側には商業施設が開業しております。事業期間は令和13年3月までを予定しています。



